

平成 21 年 3 月 12 日 制定  
平成 22 年 3 月 16 日 一部改正  
平成 27 年 2 月 3 日 一部改正

## 多治見市資金管理運用基準

多治見市は、会計管理者が保管管理する資金を確実にかつ効率的に管理及び運用を行うための基本方針を以下のとおり定めます。

### 1. 目的

この基準は、会計管理者が保管管理する資金（歳計現金、歳計外現金及び基金をいいます。）に係る現金について、安全性の確保を第一に図るとともに流動性を確保しながら、効率的な資金管理を行うことをもって本市の健全な運営に資することを目的とします。

### 2. 資金の管理及び運用の基本原則

資金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）その他の法令及び多治見市健全な財政に関する条例（平成 19 年条例第 48 号）などの趣旨に鑑み、次のとおり管理及び運用を行います。

- (1) 資金の管理及び運用について、説明責任を果たすため、その予定及び実績を公表します。  
資金の管理及び運用にあたっては、年度における予定と実績を市長に報告するとともに、公表することで運用状況を公開し、説明責任を果たしていきます。
- (2) 資金の元本を確実に確保し、安全に管理及び運用を行います。  
資金は、金融機関への預け入れや債券などの取得によって管理及び運用を行いますが、その際には、資金元本の安全性の確保を最優先します。
- (3) 支払い準備資金等に支障が生じないように一定の資金については、流動性を確保していきます。
- (4) 上記の原則を維持しながら、運用収益の向上に資するため、効率性を追求します。
- (5) 資金の管理及び運用における金融機関、証券会社等の選定にあたっては、競争性で優れている「引合（入札）方式」及び機動性で優れている「相対方式」によることとし、金利の動向や即時性、集中の排除などを考慮して選定します。

### 3. 金融商品の選択

#### (1) 満期保有の原則

資金運用にあたっては、当 該金融商品を満期まで保有することを原則としますが、次の場合は、運用中の預金の解約又は債券等の売却を行うことができるものとします。

- ア 資金の安全性を確保することが必要となった場合
- イ 支払い現金として確保する必要性が生じた場合
- ウ 安全性を確保したうえで、効率的な運用を行うため、商品の組み換えを行う場合

#### (2) 分散運用の原則

運用にあたっては、特定の金融機関及び特定発行者の金融商品に集中しないよう、分散して運用するものとします。この場合、預金については、利率、本市の借り入れとの相殺などを、債券の購入については、引合や相対取引の状況を勘案して選定します。

また、複数の金融商品で運用を行う場合には、満期時期についても分散して運用するものとします。

#### (3) 運用期間に関する原則

- ア 定期預金による運用は、5年を上限とします。ただし、歳計現金及び歳計外現金については、1年を超えない範囲とします。
- イ 債券による運用は、10年を上限とします。ただし、長期にわたり、取り崩す予定がない基金については、20年を上限とします。

#### (4) 金融商品選択の原則

- ア 歳計現金・歳計外現金

当座預金、決済性預金で流動性を確保する他、通知預金、定期預金のほか、保有期間が1年を超えない債券（国債、地方債又は政府保証債に限ります。）で運用します。

- イ 基金

決済性預金で流動性を確保するほか、当面、次の金融商品で運用することとします。

なお、債券を購入する場合は、当該基金残高の概ね3分の2以下の額とします。ただし、元本を取り崩すこととされていない基金（基金条例で定めるもの及び基金条例で定める額に達しないもの）については、元本部分の全額を債券運用することができるものとします。

- (ア) 定期預金

- (イ) 国債

- (ウ) 地方債

- (エ) 政府保証債

- ウ 債券の取得価格の考え方

基金に係る資金運用において、債券を購入する場合は、購入単価が100円以下のものとします。ただし、100円以下の債券の購入が難しい場合は、100円を超える債券であっても債券の償還時の元本と購入時から償還時までの利払いの合計額が当該債券の購入時の価格を上回るも

のについては購入することができるものとします。

この場合、基金の元本を確保するために、100円を超える部分については、初回の利払い時から100円を超える部分の額に達するまで、利払金を順次基金の元本に組み入れるものとします。

#### 4. 金融機関の選定

##### (1) 金融機関選択の原則

定期預金の運用先である金融機関は、原則として、多治見市指定金融機関、多治見市指定代理金融機関及び多治見市収納代理金融機関の中から、以下に掲げる事項を総合的に勘案し選択することとします。

- ア 自己資本比率等の指標が国際基準を満たしているもの
- イ 預金利率が有利であるもの
- ウ 市が借入れを行っている金融機関で、預金との相殺が可能であるもの

##### (2) 金融機関の経営状況の把握

定期預金運用先の金融機関については、自己資本比率、不良債権比率等の経営指標を把握し、経営状況を把握し、分析を行っていきます。

#### 5. 資金運用における手続

資金の保管及び管理に関しては、会計管理者がその責任と権限において行うこととしますが、その際に、以下の手続を採ることとします。

- ア 歳計現金及び歳計外現金の運用にあたっては、支払に支障をきたさないことを会計課において確認を取ること。
- イ 基金に属する資金の運用にあたっては、基金を所管する部課における基金運用計画を確認するとともに、当該基金所管の部課長の意見を聴取すること。
- ウ 資金運用の計画及び実績について、市のホームページにおいて公表すること。

#### 6. 繰替運用

基金に属する現金を歳計現金として繰替運用（基金の現金を、歳計現金として一時的に運用することをいいます。）を行う場合は、資金運用の特例として、以下に定める手続をとることとします。

- ア 繰替運用が必要となった場合は、会計管理者は、財政課長、総務部長並びに繰替運用を行う基金を所管する課長及び部長と協議し、市長の決裁を経て行うこととします。
- イ 繰替運用を行う場合は、繰替を行う基金へ利息を支払うこととします。
- ウ 基金へ支払う利息は、繰替運用を行う日現在の指定金融機関の普通預金の利率によるものとします。

## 7. 資金管理運用基準の見直し

この資金管理基準は、重要な変更等の必要が生じたときは、見直しをします。なお、運用可能な金融商品の種類については、金融状況の変化を見ながら見直していきます。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に運用する資金から適用します。

附 則（平成22年3月16日）

この基準は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に運用する平成22年度の資金から適用します。

附 則（平成27年2月3日）

この基準は、平成27年2月3日から施行します。